

**2014年度 東京大学 全学交換留学（国際本部担当）
派遣候補学生募集要項（2014-2015 年春学期留学）**

2014.4.25

※募集に関する情報・応募書類等は変更の可能性があります、また有益な情報・よくある質問等を後日追加して掲載する場合がありますため、最新情報を必ずウェブサイトで確認すること。

<http://www.u-tokyo.ac.jp/ja/administration/go-global/program/exchange.html>

1. 概要

交換留学（派遣）とは、本学正規課程の学生が、本学に在学したまま、概ね1年以内の1学期間または複数学期の間、本学が全学学生交流覚書を締結している海外の大学（以下「協定校」とする。）において、科目履修または研究指導等の教育の機会を得ることをいう。

留学期間中、協定校において授業料は徴収されず、本学規定の授業料を本学に納めることとなり、留学中の在学期間も本学修業年限に通算される（留学期間中の身分は「休学」ではなく「留学」又は「研究指導の委託」となる）。

また、協定校において所定の要件を満たした場合には単位が付与される。その単位が本学での単位として認定されるかどうか等については、学部・研究科等（以下「部局」とする。）により異なるため、派遣時に所属する部局の担当部署に事前に相談する必要がある。

※全学交換留学とは、国際本部が担当する全学の学生交流協定（覚書）に基づく交換留学を言い、本募集はその派遣候補学生を募集するものである。各部局が担当する学生交流協定（覚書）に基づく協定校への留学を希望する場合は、応募方法等について所属部局の担当部署へ問い合わせること。

2. 募集予定対象協定校

※最大募集枠は協定校との協議により変動する場合がある。

※協定校は追加となる場合がある。

国・地域	協定校	対象	最大募集枠
台湾	国立交通大学	学部生・大学院生	5名以内
中国	上海交通大学	学部生・大学院生	6名以内
中国	清華大学（注）	学部生・大学院生	2名以内
中国	南開大学（募集予定）	学部生・大学院生	確認中
中国	北京大学	学部生・大学院生	4名以内
韓国	ソウル大学校	学部生・大学院生	3名以内
韓国	浦項工科大学校	学部生・大学院生	4名以内
韓国	延世大学校	学部生・大学院生	3名以内
ブラジル	サンパウロ大学	学部生・大学院生	3名以内
チリ	チリ大学	学部生・大学院生	2名以内
チリ	チリ・カトリック大学	学部生・大学院生	3名以内
カナダ	マギル大学	学部生	6名以内
オーストラリア	オーストラリア国立大学	学部生	5名以内
オーストラリア	クィーンズランド大学	学部生・大学院生	2名以内
デンマーク	コペンハーゲン大学	学部生・大学院生	5名以内
フランス	エコール・ポリテクニーク	学部生・大学院生	4名以内
ドイツ	ケルン大学	学部生・大学院生	4名以内
ロシア	サンクトペテルブルク大学	学部生・大学院生	2名以内
スウェーデン	スウェーデン王立工科大学	学部生・大学院生	4名以内
スイス	スイス連邦工科大学チューリッヒ	学部生・大学院生	10名以内
英国	サウサンプトン大学	学部生	4名以内

（注）工学部・工学系研究科の学生が清華大学に申請を考えている場合には、まず工学部・工学系研究科国際交流チームに問い合わせをすること。

- (1) 協定校に関する基本的な情報は「東京大学海外留学・国際交流情報」ウェブサイトの「交換留学（国際本部担当）協定校基本情報一覧」を参照すること。
<http://www.u-tokyo.ac.jp/ja/administration/go-global/program/exchange.html>
- (2) 交換留学生在が受講できる科目、交換留学生の受入制限（学年・専攻分野・語学能力等）等については、協定校のウェブサイト等で各自責任をもって確認すること。
- (3) 留学時に所属する部局によっては、上記の協定校の中のうち、特定の大学へは派遣を認められない場合もありうるので注意すること。

3. 資格・条件

以下の要件をすべて満たすこと。

- (1) 申請時に本学学部又は大学院研究科・教育部の正規課程に在籍しており、留学期間を通じて本学の学部（3・4年）又は大学院の正規課程に在学する者（留学期間内に、本学学部・大学院を卒業・修了する者、本学学部から本学大学院に進学する者は該当しないので注意すること。）
- (2) 留学期間が1学期であること。
- (3) 協定校が定める交換留学生の資格を有すること。ただし、語学要件については、各部局での応募締切日時点で要件を満たしていなくても申請は可とする。（その場合でも、語学能力を証明する書類（「9. 応募書類」で指定するもの）の提出は必須となる。）
- (4) 本部での学内選考を通過した場合、協定校への推薦締切日に間に合うよう本部国際交流課が設定した期日までに、協定校の定める語学要件を満たしていること。
- (5) 留学開始時に所属する予定の部局の担当部署（「問合せ先」参照）に相談し、申請前に留学に関する留意点の説明を充分受け、納得した上で申請すること。
- (6) 留学時における本学の指導教員等が既に分かっている場合は、申請する旨承認を得ておくこと。
- (7) 学部後期課程・大学院への進学予定者は、留学開始時までに進学していること。
- (8) 留学する際、所属する部局で「留学」の手続きをとり渡航すること。
- (9) 東京大学での授業・試験日程、就職活動、その他各自の予定等を申請前に十分確認し、参加が可能な場合のみ応募すること。東京大学からの派遣可能人数に上限があり、学内選考後に辞退すると他の学生の留学の機会を失することにつながるため、原則として申請後に辞退することのないよう注意すること。
- (10) 協定校によっては、交換留学生在が所属できない学部・研究科や、履修できない授業、履修が保証できない授業等があるため、各自の責任により協定校のウェブサイト等で十分確認すること。
- (11) 日本学術振興会の特別研究員（DC）に採用が決まっている学生の応募も妨げない。

4. 募集対象留学期間

2015年春学期の1学期間（2015年1月～4月留学開始分）

- (1) 留学期間は協定校の学年暦に従い、協定校の定める期間とする。※詳細は協定校のウェブサイト等で各自確認すること。
- (2) 学年暦のずれのため、協定校への留学期間の前後に本学での授業を履修できない期間が生じ、標準修業年限での卒業ができないこともあるため、留学時に所属する予定の部局の担当部署にて充分確認・相談の上申請すること。
- (3) 標準修業年限最終年次に留学希望の者について、留学前に各部局の定める授業科目及び単位数を全て修得済みで、かつ留学期間中に標準修業年限を迎える場合、留学中であっても卒業の認定がなされる場合があるので、留学時に所属する部局の担当部署にて充分確認・相談の上申請すること。たとえ留学期間中であっても、本学から卒業の認定がなされた者については、卒業後の交換留学の継続は認められない。

5. 経費

(1) 授業料

学生交流覚書により、協定校における検定料・入学料・授業料は不徴収となり、本学規定の授業料を本学に納める。

(2) その他の経費

その他の留学に要する経費は自己負担とする。

(3) 奨学金

①日本学生支援機構「平成26年度海外留学支援制度（短期派遣）」等からの奨学金：

本交換留学に参加が決定した学生で、資格及び要件（前年度の成績評価係数が2.30以上、経済的理由により、自費のみでの派遣プログラムへの参加が困難な者など）を満たす参加学生には、日本学生支援機構の平成26年度海外留学支援制度（短期派遣）等から、月額6万円～10万円（派遣地域によって異なる。）の奨学金が支給可能となる場合がある。

②「東京大学海外派遣奨学事業2014年度短期（3ヶ月以上1年以内）海外留学等奨学金」：

資格及び要件を満たさず、①の奨学金が受給できない学生は、別途「東京大学海外派遣奨学事業2014年度短期（3ヶ月以上1年以内）海外留学等奨学金」に応募可能である。ただし、同奨学金にも条件・選考があり、本プログラムへの参加が同奨学金の受給を保証するものではなく、本交換留学への申請とは別に申請が必要であるため注意すること。（9月募集開始、10月初旬頃募集締切、11月下旬頃選考結果通知の予定なので注意すること。締切日は部局ごとに異なるため、所属部局に確認すること。また採択率等は未定である。）

③独立行政法人日本学生支援機構第二種奨学金（短期留学）（有利子貸与型）：

大学間交流協定などにより海外の大学に短期間（3ヶ月以上1年以内）留学する際に、有利子貸与型の奨学金を支給するもの。

-貸与額：月額3万円～15万円までの選択制

詳細は http://www.u-tokyo.ac.jp/stu02/h02_01_02_j.html#tanki_ryugaku を確認のこと。

④その他各種団体等の奨学金：

各種奨学団体等による奨学金制度を利用することも可能である。また、一部協定校でも奨学金を支給することがあるので、各自ウェブサイト等で確認すること。なお、奨学金の併給が認められない場合があるので、当該支給団体等に確認すること。

参考：「東京大学海外留学・国際交流情報」ウェブサイト 「奨学金・海外活動奨励費一覧」

<http://www.u-tokyo.ac.jp/ja/administration/go-global/scholarship/list.html>

※他団体等から奨学金を受け、当該奨学金支給団体側において、奨学金の併給を認めない場合は奨学金を受給できないので注意すること。

6. 在籍身分

(1) 協定校での在籍身分は、交換留学生として協定校において決定される。

(2) 協定校へ留学中の本学における学籍上の身分は、学生の所属部局の認定により「留学」とする。

ただし、大学院学生の場合、全学交換留学においてその活動の実態により「留学」又は「研究指導の委託」の手続きをとることとする。

7. 学生から所属部局への応募締切

6月上旬～中旬頃（所属部局により異なるので、各自所属部局の担当部署に確認すること。）

各部局担当部署一覧：<http://www.u-tokyo.ac.jp/ja/administration/go-global/contacts/inquiry.html>

8. 応募方法

「応募書類」欄に記載の応募書類一式を申請時に所属する部局の応募締切日までに申請時に所属する部局の担当部署へ提出すること。

※チェックリストを利用し、書類に不備がないかどうかよく確認すること。

9. 応募書類

【様式電子ファイル ダウンロード先】

Go Global ウェブサイト 「全学交換留学」のページ:

<http://www.u-tokyo.ac.jp/ja/administration/go-global/program/exchange.html>

<電子ファイルで提出するもの>

①派遣候補学生申請書の **Word ファイル**（所定様式・署名前のもの）

②成績評価係数計算表の Excel ファイル

③Applicant Info Sheet の Excel ファイル

【電子ファイル送付方法】

送付先：申請時に所属する部局の担当部署

メールタイトル：2014-2015春 全学交換留学派遣申請（所属・氏名）

ファイル名： 1.（所属・氏名）2014-2015春 全学交換留学 申請書
2.（所属・氏名）2014-2015春 全学交換留学 成績評価係数計算表
3.（所属・氏名）2014-2015春 全学交換留学 Info Sheet

<紙媒体で提出するもの> ※全てA4判（片面印刷）で提出すること。

①派遣候補学生申請書（所定様式）

基本情報・希望協定校・留学を希望する理由・協定校での勉学又は研究計画などを記載する。

※希望協定校は第三希望まで選択可能だが、特別な事情がない限り、学内選考後の辞退は認められないため、真剣に留学の意思がある協定校のみ記入すること。

※学内選考後、本学から推薦するのは第一希望～第三希望のいずれか一校のみとなる。

※署名が必要な欄2ヶ所には署名を必須とする。

②成績評価係数計算表（所定様式）

※大学入学後全学期及び前年度について計算すること。

③大学入学後全学期の成績証明書（英文）原本

※成績評価の基準（何段階評価か、等）が説明されている部分も含めて提出すること。

※国内外を問わず、他大学に在籍していた経験がある者はその大学の成績証明書を入手し、A4判に揃えて提出すること。他大学の成績証明書について、原本の提出が困難な場合は、写しの提出でも可とする。（ただし、学内選考通過後、協定校が原本の提出を求める場合は、協定校への応募用に原本を別途提出する必要がある。）

④現在所属する部局の指導教員（又は担任教員、授業担当教員）など、申請者の人物を把握できる本学教員からの推薦書（日本語又は英語）1通 A4判書式自由

※推薦者の直筆署名か捺印が入ったものの原本。コピー不可。

※推薦書は原則学内選考用とする。（学内選考通過後、協定校が推薦書の提出を求める場合は、協定校への応募用の推薦書を別途提出する必要がある。）

⑤パスポートの顔写真ページの写し（カラーで鮮明なもの）（保有者のみ）

⑥語学能力を証明する書類

※協定校が必要な語学能力を特に定めていない場合でも、学内選考で必要なため、語学能力を証明する書類の提出は必須とする。※ただし、下記（語学能力に関する注意事項）の（6）による例外あり。

A：留学先での学習・研究に英語を使用する場合

TOEFL-iBTもしくはIELTS（アカデミック・モジュール）のスコアの写し

※TOEICスコア等上記以外の英語能力検定試験による応募は認めない。

B：留学先での学習・研究に英語以外の言語を使用する場合

B-1 留学先での学習・研究に使用する言語の語学能力を証明する書類（必須）

（※英語以外の言語で記入されている証明書類には和訳または英訳を添付すること。）

以下のいずれかとする。ただし、協定校で定めがある場合は、それに従うこと。

・留学先で使用している言語の語学能力検定試験のスコアや証明書の写し

・本学語学担当教員による、留学先で使用している言語での学習・研究に支障のない語学能力を証明する書類（英語もしくは留学先で使用している言語で記入）

B-2 英語能力を証明する書類（任意）

英語能力検定試験（TOEFL、IELTS、TOEIC、英検等）のスコアや証明書があれば、写しを提出することができる。

（語学能力に関する注意事項）

（1）協定校が要求する語学能力や有効期限等は、各自で責任を持って最新の情報を協定校のウェブサイト等で確認すること。

- (2) 語学能力検定試験のスコアは、各部局での応募締切日時時点で当該試験実施団体が定める有効期限内のものを提出すること。受験後にウェブ上で確認できるスコアの写しでも可とする。
- (3) 各部局での応募締切日後、東京大学本部での学内選考が終了するまでの間は、語学能力を証明する書類の追加提出・差替は認めないので、必ず各部局での締切日までに提出できるよう準備すること。
- (4) 各部局での応募締切日時時点で協定校が要求する語学能力を厳密に満たしていない場合でも、申請は妨げない。ただし、この場合でも必ず語学能力を証明する書類（上記で指定する種類もの）を提出すること。
- (5) 各部局での締切日時時点で協定校の定める語学要件を満たしていないが、東京大学本部での学内選考を通過した場合、協定校への推薦締切に間に合うよう本部国際交流課が設定する期日までに、協定校が要求する語学能力・有効期限等を満たす証明書類を提出することとする。該当する場合は、所属部局への申請後も語学学習及び検定試験の受験を進めておくこと。なお、本部国際交流課が設定する期日までに協定校が要求する証明書類が提出できない場合は、原則として協定校への推薦を行わないので注意すること。
- (6) 東京大学において英語による学位取得コースに在籍している学生で、留学先での学習・研究に英語を使用する場合は、学内選考の段階ではTOEFL-iBTもしくはIELTS（アカデミック・モジュール）のスコアの写しの提出を免除する。ただし、協定校によっては、英語能力を証明する書類（例：TOEFL-iBT、IELTS（アカデミック・モジュール）の各スコア、英語で初中等教育を受けたことを証明する書類（英語圏の高等学校の卒業証書の写しなど））の提出を求める場合がある。学内選考通過後、本学から協定校に推薦する際、協定校が英語能力を証明する書類の提出を求めている場合は、別途当該書類を準備する必要があるので注意すること。

※上記は学内選考のための応募書類である。学内選考の結果、派遣候補学生に内定した場合は、協定校が定める応募書類を改めて作成・提出すること。

10. 学内選考

各部局から推薦された学生について、書類審査及び面接審査により東京大学本部での学内選考を行い、派遣候補学生を内定する。面接審査（2014年7月中旬頃を予定）は、書面審査を通過した者にのみ実施する。学内選考後、本学から推薦するのは第一希望～第三希望のいずれか一校となる。

※面接日程等重要事項はEメールで連絡するため、応募後は定期的にEメールを確認すること。重要な連絡が迷惑メールフォルダに振り分けられてしまう例もあるため、迷惑メールフォルダも確認すること。

※派遣候補学生として内定する前に、やむを得ない事情で申請を取り下げの場合には、所属部局担当部署を通じて、早急に本部国際交流課へ知らせること。

11. 学内選考結果通知時期

2014年8月中旬頃 選考結果は所属部局を通じて通知する。

12. 派遣候補学生内定後の留意事項

(1) 学内選考の結果、派遣候補学生に内定した場合は、直ちに協定校が定める応募書類を改めて作成し、本部国際交流課へ提出することとなる。協定校のウェブサイト等を参考に、早めに協定校が定める応募書類の準備を進めておくこと。その応募書類をもって本学から協定校へ推薦し、協定校における審査の後、協定校から受入許可の通知を受領した時点で、留学が正式決定となる。

※学内選考時に提出した語学能力検定試験の証明書類の日付が、協定校の求める有効期限を満たしているか確認し、満たしていない場合は早急に受験するなどして期限を満たすように結果を取得すること。

(2) 協定校への応募書類の作成及び手続きは、本人の責任において十分確認の上、遺漏なきよう行うこと。

(3) 入学手続き及び渡航手続き、査証（ビザ）取得手続き等は、協定校の指示に従い、また、留学先の国や地域の大使館等で必ず最新の情報を得て本人の責任により行うこと。また、これらに要する費用も本人の負担となる。

- (4) 協定校における専攻・履修可能な授業等は、原則として本人の希望等によるが、協定校の事情によって、必ずしも希望どおりに実現するとは限らない。
- (5) 派遣候補学生に内定した場合でも、次の場合は派遣できない。
 - ① 協定校の募集人員が減ったとき。
 - ② 協定校の入学許可が得られなかったとき。
 - ③ 「3. 資格・条件」の要件を満たしていないことが判明したとき。
 - ④ その他、留学が適当でないと認められるとき。
- (6) 派遣の資格を満たすことができない可能性が生じた場合、早急に所属する部局の担当部署を通じて本部国際交流課へ連絡すること。なお、交換留学は協定校との間で推薦枠を決めて行われているため、派遣候補学生内定後は特別な事情がない限り辞退がないように注意すること。
- (7) 一般的な留学のための情報や危機管理等については、「東京大学海外留学・国際交流情報」ウェブサイトを参照すること。(<http://www.u-tokyo.ac.jp/ja/administration/go-global/voyage/>) 特に、海外渡航危機管理ガイドブックは必ず熟読すること。また、派遣期間をカバーする海外旅行傷害保険等に各自必ず加入して渡航すること。
- (8) 留学時に所属する部局で「留学」の手続きをとり渡航すること。ただし、大学院学生の場合、全学交換留学においてその活動の実態により「留学」又は「研究指導の委託」の手続きをとることとする。(手続き内容については、留学時に所属する部局の担当部署にて事前に確認すること。)
- (9) そのほか、東京大学が指示する注意事項に従うこと。

1 3. 留学後の報告等

- (1) 派遣学生は、留学期間終了後速やかに帰国し、留学期間終了後2週間以内に本部国際交流課が定める報告書(所定様式)、パスポートの写し(「本人氏名、写真等記載欄」と「日本の入国管理局による出入国印」のページ)を所属部局担当部署を通じて本部国際交流課へ提出すること。また、留学先大学から直接成績証明書を手に入れた場合は、その写しを所属部局担当部署を通じて本部国際交流課へ提出すること。
- (2) 各種奨学金の受給者については、上記以外にも指定された報告書類を提出すること。
- (3) 派遣先大学で修得した単位等を東京大学の単位として認定できるかどうかは所属部局の判断による。本プログラムで修得した単位等が必ずしも本学の単位となるとは限らない。(単位認定の手続き等については、所属する部局の担当部署にて事前に確認及び相談すること。)
- (4) 派遣学生には、留学中やその前後に、東京大学の国際化に関する取組への協力を依頼する場合がある。(報告会や説明会への参加、留学プログラムの広報や学生へのアドバイス、アンケート調査等)依頼があった場合、やむを得ない事情のない限りできる限り協力すること。

1 4. その他

- (1) 協定校では、語学能力検定試験 (TOEFLiBT、IELTS (アカデミック・モジュール) 等) の成績に最低基準を設定している場合が多いため、各自で責任を持って最新の情報をウェブサイト等で確認すること。協定校が要求する検定試験のスコアや証明書を持っていない場合には、早急に受験するなどして、提出時期に間に合うように結果を取得すること。
- (2) 申請に当たって所属部局及び本部国際交流課が知り得た氏名・連絡先その他の個人情報については、派遣候補学生の選考・決定、協定校への手続、東京大学の国際化に関する取組への協力依頼等の業務を行うために利用する。

1 5. 問合せ先

本件に関する問い合わせは、所属部局の担当部署を通じて行うこと。

各部局担当部署一覧：

<http://www.u-tokyo.ac.jp/ja/administration/go-global/contacts/inquiry.html>